



1. 計画改定の背景と目的

本町では、平成12年3月に「播磨町緑の基本計画」（以下、「前計画」）を策定し、「緑とふれあう・水とふれあう・人とふれあう緑のプラン」をキャッチフレーズに、行政内での計画推進や住民との協働による緑化推進を行ってきました。

しかし、前計画策定から15年以上が経過し、地球規模で進行する温暖化、都市特有の環境問題であるヒートアイランド現象の深刻化、これらを背景とした局地的集中豪雨に伴う都市型水害の発生といった、新たな環境問題への対応が求められていることや、多様な生きものが生息・生育する環境を保全・再生し、都市における生物多様性を保全していくことで、人々が身近に自然とふれあうことができるまちをつくることが重要な課題となってきました。

また、人口減少社会の到来、超高齢社会の進展等、社会情勢が大きく変化したことと、今後問題視される空家・空地の増加等の土地利用の変化へも対応を進めていかなければなりません。

さらに、「都市緑地法」や「都市公園法」の改正、「景観法（平成16年施行）」や「生物多様性基本法（平成20年施行）」が新たに制定されたことや、「第4次播磨町総合計画（平成23年3月）」や、「播磨町都市計画マスタープラン（平成24年4月）」の改定があったことから、上記計画との整合を再度行っていく必要があります。

そこで、緑が持っている「都市環境維持・

改善、防災、景観形成、健康・レクリエーション」機能を活かしながら、地球温暖化およびヒートアイランド現象による気温上昇の抑制、多様な生きものの生息・生育環境の保全・再生等の充実を図った「播磨町緑の基本計画」の改定を行うものです。

2. 「緑の基本計画」とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

「緑」の現状や「緑」に対する多様なニーズを踏まえ、道路や河川等の公共空間の緑化、学校等の公共公益施設の緑化、民有地の緑化や緑地の保全、さらには緑化意識の普及啓発等のソフト面の施策も含めた、緑に関する総合的な計画です。

3. 対象とする「緑」

本計画の対象とする「緑」は、公共用地、民間用地に関わらず、樹林地や樹木、芝生、草花等で覆われた土地と、農地、公園、河川・ため池の水辺空間等の都市におけるオープンスペースを広く含むものとします。

4. 計画の目標年次

計画の目標年次は、前計画の計画対象期間（平成12年～平成30年）を踏まえ、概ね20年後の平成50年とします。

5. 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの計画である『第4次播磨町総合計画』や『播磨町都市計画マスタープラン』を上位計画とするとともに、各種法制度、兵庫県のまちづくりや都市計画等の計画を踏まえ策定したものです。

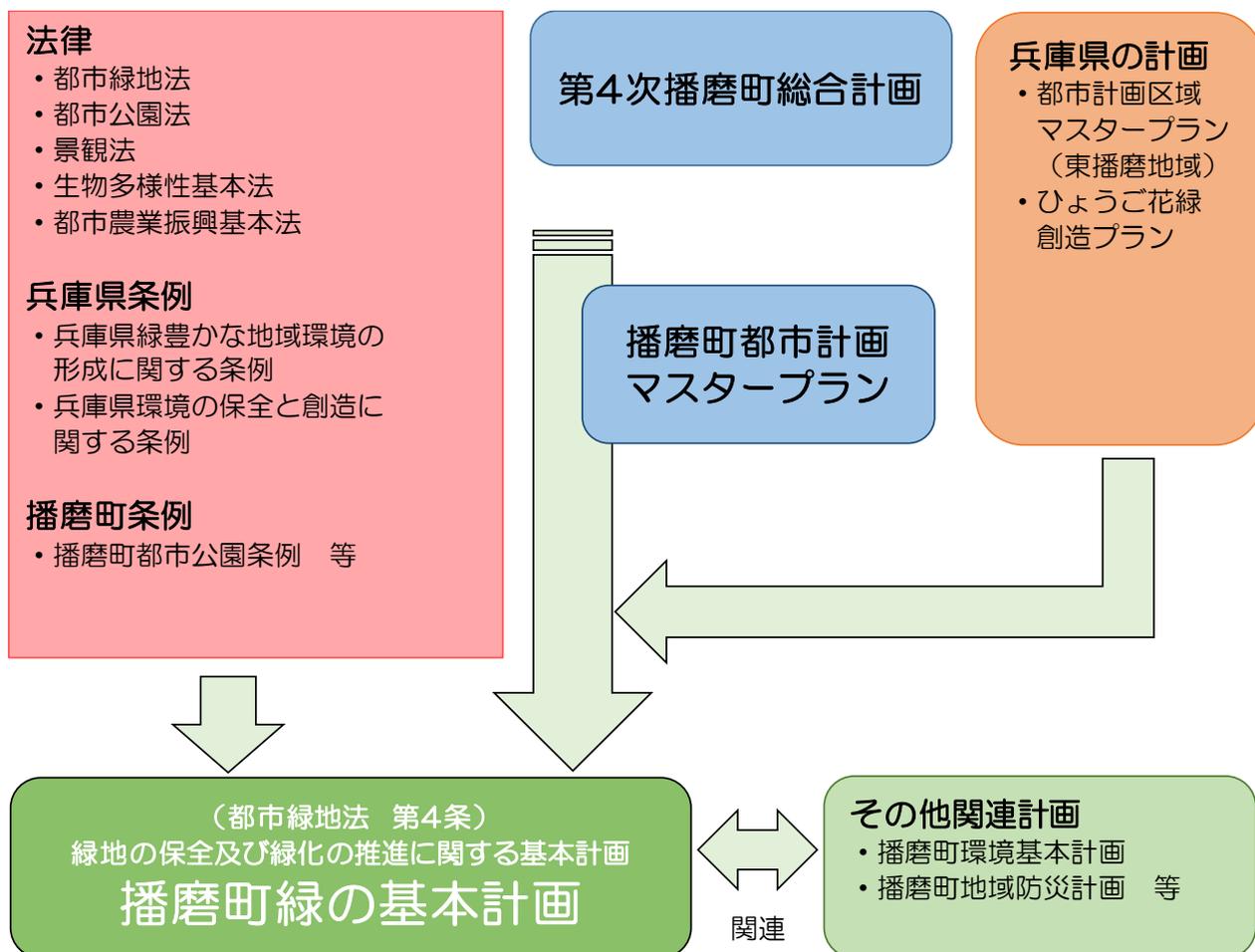


図1-1 計画の位置づけ